

平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会

大船渡地区環境衛生組合

平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会会議録

平成 29 年 2 月 13 日(月曜日)午後 1 時 00 開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 認定第 1 号 平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて  
日程第 4 議案第 2 号 平成 28 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算(第 3 号)を定めることについて

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員(7名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
1 番	金子 正勝 君	2 番	奥山 行正 君
3 番	東 堅市 君	4 番	船砥 英久 君
7 番	今野 善信 君	8 番	淵上 清 君
10 番	滝田 松男 君		

欠席議員(1名) 5番 泉田 是重 君

遅刻議員(0名)

早退議員(0名)

当局出席者

管 理 者	大船渡市長	戸田 公明 君
副 管 理 者	住田町長	多田 欣一 君
副 管 理 者	大船渡市副市長	高 泰久 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	今野 芳彦 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田 由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原 ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	千葉 洋一 君
係 長	曾根 悦子 君
主 任	鈴木 伸 君

## 午後 1 時 00 分開会

○議長(小松龍一君) それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。ただいまから平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。欠席の通告は 5 番泉田是重君であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成 28 年度 11 月分及び 12 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了解願います。以上をもって諸報告を終わります。

○議長(小松龍一君) それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長(小松龍一君) 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 2 番奥山行正君、3 番東堅市君の両名を指名いたします。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 3、議案第 1 号平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者(戸田公明君) それでは平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計当初予算の提案にあたりまして、組合運営の基本方針を申し上げ、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私たちの日常生活及び産業活動におきまして必ず排出される廃棄物は、個々にはわずかな量であっても、国全体や地球規模になると、その総量は想像もできないような莫大な量になります。この適正な処理は、身近な環境の保全や地球環境の維持においては欠くことのできない課題であり、私たちはごみの減量化や分別、リサイクルの推進などを通じ、環境型、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進していくことが重要であると考えます。

平成 29 年度における当組合の廃棄物処理事業全般におきましても、市民生活の現状に即した施策の多様な運用が求められており、基本的には事業開始後 6 年が経過いたした「岩手県沿岸南部広域環境組合」における広域処理業務を継続して充実させるほか、一般廃棄物の収集及び搬送、溶融処理、最終処分場への埋立てという一連の業務を円滑に遂行してまいりたいと考えております。震災から復興途上にある被災された方々の生活環境の改善や地域環境の保全に十分配慮しながら、清潔で快適なまちづくりのため、職員一同、適正な廃棄物処理に取り組んでまいります。なお、運営方針に係る具体的な施策につきましては事務局長から説明させますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（千葉洋一君） それでは引き続き以下の運営方針に係る具体的な施策及び一般会計当初予算案についてご説明申し上げます。まず、岩手沿岸南部クリーンセンターにおけるごみの広域処理事業についてでございます。岩手県沿岸南部クリーンセンターが本格稼動して間もなく 6 年になろうとしておりますが、議員の皆様並びに住民の皆様のご理解とご協力により、一般廃棄物の広域処理事業は順調に推移しております。この事業推進のため、当組合所有の設備や車両の保守点検等の整備には万全を期すとともに、委託業者とも緊密な連携をとりながら、引き続き効率的で安定した廃棄物処理体制を維持してまいります。次にごみの減量化及び資源化の促進についてであります。資源循環型社会の構築に向けた施策が求められる中、住民のごみ処理に対する関心は次第に高くなってきております。このような状況を踏まえ、当組合においても構成市町及び公衆衛生組合など、関係機関と連携しながら、機会をとらえて住民へのリサイクル意識の啓発に努めるとともに、家庭からの生ごみなどの水切りや生ごみ処理容器等の普及促進を図って、ごみの減量化及び資源化に努めてまいります。また資源ごみにつきましては、ごみステーションからの収集とクリーンセンターへの直接持ち込みとともに、各地域の子供会などにおける集団資源回収事業への助成などを行なっており、引き続きこれらの取り組みを継続してまいります。更に平成 27 年度から開始した使用済み小型家電回収事業については、広報紙などによる呼びかけとともに、回収ボックスなどを設置しているホームセンターなどの協力を得ながら、ごみの減量化とリサイクルの促進につなげてまいりたいと考えております。次にごみの収集業務についてでございます。家庭ごみの収集業務については、平成 27 年度からの継続契約により、ごみ収集車 5 台分の収集を民間業者に委託する予定であります。集収現場においては、地域の皆様のご理解とご協力により、これまで特に大きなトラブルもなく順調に業務が行われておりますが、指定ごみ袋の記名や分別のルールが一部守られていないことから、地元公民館等を通じた呼びかけなどにより、指導や意識の啓発に努めてまいります。また復興事業の進展に伴い、新しい住宅や団地が整備され入居が進んでいることから、ごみステーションの新設や移

動には随時対応してまいります。更に高齢者や障害者世帯への粗大ごみ等の訪問収集業務については、地域住民サービスの一環として継続してまいります。次にごみの積込中継業務についてでございます。岩手沿岸南部クリーンセンターの稼働に伴って整備された当組合の積込中継施設は、ダストドラム方式と呼ばれる圧縮積込設備を中心に、順調に稼働しているところであります。関連施設の保守管理やごみの適正な処理のほか、作業員の安全確保等にも十分に配慮してまいります。また、住民によるごみの直接持込みの対応につきましては、受入れの際にごみの減量化に対する一層のご協力を呼びかけ目とともに、ごみの適正な出し方についてのご理解をお願いしてまいりたいと考えております。なお、当組合においては、平成 12 年度を最後にごみの焼却を終了し、焼却炉本体は既に撤去しておりますが、現在も残されております使用していない煙突について、当組合の公共施設等総合管理計画に基づいて解体に着手することとしております。次に最終処分業務についてでございます。住田町大平地区の最終処分場においては、現在、岩手沿岸南部クリーンセンターにおいて熔融処理された灰の埋立てを行なっていますが、広域処理以前の処分量と比較すると、熔融灰としての排出量が大幅に減少し、最終処分場の埋立量が当初の計画を大幅に下回って推移しております。また熔融灰及び空間線量における放射性物質の測定業務については、国の基準を大きく下回っておりますが、引き続き国のガイドラインに沿って測定を実施してまいります。今後も最終処分場の周辺環境へ配慮しながら、熔融灰の適正処理とともに施設・設備の維持管理に努めてまいります。最後に職員の健康管理、安全管理及び技術研修等についてでございます。職員の健康管理につきましては、健康診査の受診等により日頃から注意しておりますが、今後におきましても作業中の安全管理を含め、全職員に十分に注意喚起を行うとともに、現場における技術研修等の機会を確保しながら、職員の資質向上に努めてまいります。以上でございます。

続きまして議案第 1 号についてご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。それでは別冊の平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算書によりご説明をさせていただきます。1 ページをお開き願います。平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は次に定めるところによる。(歳入歳出予算)。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 6,078 万 2,000 円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。(地方債)。第 2 条、地方自治法第 292 条において準用する同法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、利率及び償還の方法は「第 2 表地方債」による。(歳出予算の流用)。第 3 条、地方自治法第 292

条において準用する同法第 120 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。お開き願います。第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 2 億 486 万 4,000 円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 1,878 万円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 69 万 9,000 円。4 款 1 項繰越金 1,000 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 1,000 円。2 項雑入 253 万 7,000 円。6 款 1 項組合債 3,390 万円。以上、歳入合計額を 2 億 6,078 万 2,000 円とするものでございます。次のページをご覧ください。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1 款 1 項議会費 73 万 3,000 円。2 款総務費、1 項総務管理費 2,968 万 5,000 円。2 項監査委員費 7 万 2,000 円。3 款衛生費、1 項清掃費 2 億 2,585 万 3,000 円。4 款公債費、1 項元金 421 万 2,000 円。2 項利子 12 万 7,000 円。5 款 1 項予備費 10 万円。以上、歳出合計額を 2 億 6,078 万 2,000 円とするものでございます。この歳入及び歳出合計額について前年度当初予算と比較いたしますと、3,352 万円の増となるものでございます。前年度に比較して増額となった主な理由といたしましては、平成 12 年度をもってごみの焼却を終了し、以来、現在まで使用していない焼却施設の煙突について、現在、策定作業中の環境衛生組合の公共施設等総合管理計画に基づき、29 年度において解体に着手することとし、その事業費 4,530 万円を織り込んだことが要因であります。その他、経常的な経費については大きく変動はありませんが、前年度の当初予算に計上した委託料及び工事請負費が今年度は減額になったことにより、差し引き 3,000 万円余りの増額となったところであります。お開き願います。第 2 表地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率の順に申し上げ、償還の方法については省略させていただきます。焼却施設煙突解体事業。3,390 万円。普通貸借又は証券発行。4.0%以内。ただし、利率見直しをして借り入れる資金について利率の見直しを行なった場合においては、当該見直しを行なった後の利率。次のページは予算に関する説明書でございます。お開き願います。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 総括は説明を省略させていただきます。次のページをご覧ください。2、歳入でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金 2 億 486 万 4,000 円。内訳は 1 節事務費分担金 1 億 7,712 万 5,000 円、及び 2 節建設費分担金 2,773 万 9,000 円でございます。構成市町である大船渡市及び住田町の分担金の積算根拠等につきましては、本計算書の 21 ページ及び 22 ページに掲載してございますので、参考にしていただきたいと思います。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料 1,878 万円。廃棄物処理手数料でございますが、これは一般家庭及び事業系の一般廃棄物を当組合施設に持ち込みする場合の処理手数料でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金 69 万 9,000 円。こ

れは平成 27 年度から実施している最終処分場放流水に係る放射性物質測定に要する経費の補助金でございます。4 款 1 目 1 節繰越金 1,000 円。前年度繰越金でございます。5 款諸収入、お開き願います。2 項 1 目雑入 253 万 7,000 円。資源古紙引渡料でございます。6 款組合債、1 項組合債、1 目衛生債 3,390 万円。焼却施設煙突解体事業債でございます。次のページをご覧ください。3、歳出でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1 款 1 項 1 目議会費 73 万 3,000 円。議員報酬及び議会開催に係る費用弁償等でございます。29 年度は研修視察を予定しております。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2,968 万 5,000 円。主なものは職員人件費でございます。お開き願います。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目塵芥処理費 2 億 2,585 万 3,000 円。職員人件費のほか、8 節報償費は集団資源回収事業奨励金 464 万円、11 節需用費のうち修善料 1,505 万円、13 節の委託料は焼却施設煙突解体 4,530 万円、可燃物集収 4,735 万 1,000 円、不燃物処理、粗大ごみ広域運搬 1,208 万 9,000 円、最終処分場水質検査 589 万 5,000 円、お開き願います。14 節使用利用及び賃借料は施設用地の賃借料等でございます。次のページをご覧ください。4 款 1 項公債費、1 目元金 421 万 2,000 円。2 目利子 12 万 7,000 円。これは平成 23 年度に借り入れた積込中継施設整備事業債の元利償還金でございます。お開きいただきまして 14 ページ以降は給与費明細書等でございますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第 1 号について質疑を許します。今野議員。

○7 番(今野善信君) それでは質問させていただきます。歳入の地方債のところですけども、今回、公共施設等除却債というものが出てまいりました。この除却債については後で、例えば交付金の措置があるとかって、そういうものがあるのかどうか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

それから 4 ページのですね、地方債の償還の方法ですけども、政府資金と、それから銀行融資と、どちらになるか、まだわからないんですけども、例えば政府資金と銀行融資の場合では、いわゆるどちらが有利とかっていう、そういうものがあるのかどうかですね、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長(小松龍一君) はい事務局長。

○事務局長(千葉洋一君) それではただいまのご質問らについてお答えを申し上げます。煙突の解体事業に対する地方債でございますが、事業費 4,430 万に對しましてですね、地方債、同様の方針で県で定めておりますが、これによりますと充当率が 75%。それで 3,390 万円。10 万円未満は切り捨てということになっております。これは国からの、その後の国からの交付税措置等はございません。これまではですね、今回の煙突のように、こういったごみ処理施設等で使わなくなった施設の解体費用に対する財源措

置というものは全くなかったわけです。解体して新しい施設とまた一緒に新しい施設を造る時には、国からの補助金があったんでございますが、それでも各地方債、その辺の財源措置を求める声がありましてですね、現在は単純に解体だけについて地方債を認めるというふうに、ちょっと変わっております。あとは先ほど運営方針の中でもちょっと申し上げましたが、解体に際してですね、市の方でもこの間、公共施設等管理計画の策定についての説明があったと思いますけれども、こういう計画に基づいた起債事業については起債を認めるということでございまして、組合の方の公共施設管理計画については、現在策定作業中でですね、年度内に何とか策定したいと思っております、これに基づく解体事業ということで起債を充当するというところでございます。

それから資金の内容につきましては、これは岩手県からの同意、許可が必要ということで、その資金区分についても、そちらから指示がありますので、今のところ何の資金だということとはちょっと申し上げられませんが、その後、県からの許可によって借入れをしたいと、このように思っております。

○議長(小松龍一君) いいですか。他にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号は原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

○議長(小松龍一君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第4、議案第2号平成28年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出補正予算(第3号)を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(千葉洋一君) それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。平成28年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。それでは別冊の平成28年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算書をご覧いただきたいと思えます。1ページをお開き願います。平成28年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)でございます。平成28年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。(歳入歳出予算の補正)。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,587万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費)。第2条、

地方自治法第292条において準用する同項第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表繰越明許費」による。お開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項分担金306万円の減。5款諸収入、2項雑入67万7,000円の減。以上、補正額の合計は373万3,000円の減で、歳入の合計額を2億2,587万2,000円とするものでございます。次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。2款総務費、1項総務管理費6万円の増。3款衛生費、1項清掃費379万7,000円の減。以上、補正額の合計は373万7,000円の減で、歳出の合計額を2億2,587万2,000円とするものでございます。次に3ページでございます。第2表繰越明許費。款、項、事業名、金額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費、焼却施設煙突解体事業計画書策定事業、220万円。これは平成29年度に予定している煙突解体事業に先立ち、煙突内部の有害物質の調査や解体計画書の各種資料を策定するものでございます。お開き願います。補正予算に関する説明書でございます。お開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1総括は説明を省略させていただきます。次のページをご覧ください。2、歳入でございます。款、項、目、補正額の順に主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金306万円の減。これは事務費分担金及び建設費分担金の減でございます。5款諸収入、2項1目雑入67万7,000円の減。これは資源古紙引渡料の減ほかでございます。お開き願います。3、歳出でございます。款、項、目、補正額の順に主なものを申し上げます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費379万7,000円の減。これは職員人件費及び需用費等の減でございます。以下のページに表示しております給与費明細書については説明を省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第2号についての質疑を許します。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号について原案のおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

○議長(小松龍一君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されましたすべての案件が議了いたしました。これをもちまして平成29年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を閉会といたします。本日はたいへんご苦勞さまでございました。

午後1時35分閉会